

作業・職業訓練

特性を踏まえた刑務作業

受刑者の課題等に応じて、集中力等の習得につながる個人作業やコミュニケーション能力の養成につながる農業等の共同作業を実施します。

作業療法士等の助言を得ながら、認知機能や身体機能の向上を図る機能向上作業も実施します。



就労を見据えた職業訓練

福祉的就労が見込まれる受刑者を対象に、就労に必要な資格の取得、適切な就労態度やコミュニケーション能力の習得等を目的とした就労実務科の職業訓練を実施します。

一般就労を目指す受刑者には、ビルハウスクリーニング科の職業訓練を行うなどし、就労への足掛かりとします。

科学的知見に基づいた処遇

受刑者の特性や課題等をよりの確に把握するため、入所時、中間期及び釈放前の段階で、少年鑑別所の心理技官による処遇鑑別等を実施します。

特に、刑執行開始時調査においては、障害特性に関する綿密なアセスメントを行った上で処遇要領を策定し、受刑生活への動機付けを図り、目標達成に向けた自発的な取組を促します。



カリキュラム例

	月	火	水	木	金
午前	刑務作業 職業訓練	運動	刑務作業 職業訓練	刑務作業 職業訓練	刑務作業 職業訓練
		一般改善指導 クラブ活動			
	一般改善指導 体育		運動	一般改善指導 体育	運動
	昼食				
午後	一般改善指導 認知機能	刑務作業 職業訓練	教科指導	一般改善指導 自己理解指導 特性別指導	一般改善指導 寮別活動
	一般改善指導 ライフスキル指導 ビジネススキル指導		教科指導	一般改善指導 自己理解指導 特性別指導	特別改善指導 薬物依存離脱指導
	一般改善指導 個別面接 自主計画学習		一般改善指導 個別面接 自主計画学習	一般改善指導 個別面接 自主計画学習	一般改善指導 個別面接 自主計画学習
	夕食				
	一般改善指導（日記・自主計画学習）				
入浴 余暇	一般改善指導 寮別活動	入浴 余暇	一般改善指導 寮別活動	入浴 余暇	
	余暇		余暇		

社会復帰支援

福祉的支援として、在所中に障害者手帳の取得を支援するとともに、出所後に利用できる福祉サービスや相談支援機関等を紹介します。

また、就労支援として、受刑生活の早い段階から、専門職員によるキャリアカウンセリングを行うなど、出所後の就労先の確保に向けた支援を進めます。

在所中から、更生保護官署や帰住先の福祉施設とケース検討会を行うとともに、出所後も出所した者等から、対人関係や就労等に関する相談を受けるなど、安定した社会生活を送るための支援を継続して実施します。



市原青年矯正センター

Ichihara Youth Correction Center



〒290-0204

千葉県市原市磯ヶ谷157-1

電話：0436-36-1581

FAX：0436-20-5024

アクセス方法については、
右の二次元バーコードでご確認ください。
グーグルマップが表示されます。



市原青年矯正センターとは

市原青年矯正センターは、旧市原学園（少年院）の施設・設備等を転用した刑事施設として、令和5年に開設されました。

入所時おおむね26歳未満の知的障害等を有する男子受刑者に対し、少年院における矯正教育の手法やノウハウ等を活用して、特性に応じたきめ細かな処遇を行います。

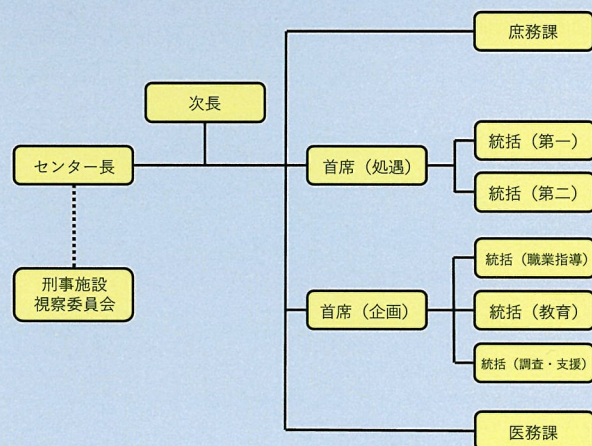
処遇方針

当センターの受刑者は、犯罪の背景に障害等による生活上の困難があることを踏まえ、受刑期間を通じてそれらを改善し、自立を図るために必要な知識、技能、態度等を身に付けられるよう、外部専門家の協力も得ながら各種プログラムを実施します。

また、社会に近い環境を用意し、受刑者の自主的・自律的な行動を促し、社会内で生じやすい課題や困難を自ら乗り越えていく力を養うための経験を重ねさせることを目指します。

刑務官、教育専門官、調査専門官、福祉専門官、就労支援専門官、作業専門官、医療職等の多職種の職員が連携し、小規模施設の特徴を生かした手厚い処遇を展開します。

組織図



処遇の特色

半開放寮による処遇環境

出所後に自律した社会生活を営むことができるよう、半開放寮の開放的で自由度の高い環境の下、受刑者自らが時間管理などを行い、出業や入浴など、職員の指示・号令なく、自発的に行動して生活します。

掃除、洗濯等の日常生活に必要な行為も、受刑者が役割分担しながら行い、これらを通じて、社会生活の前提となる基礎的生活能力の育成を図ります。



複数担任制の導入

受刑者ごとに刑務官及び教育専門官からそれぞれ1名ずつ個別担任を指名する複数担任制を導入しています。刑務官と教育専門官は、互いの専門性を生かしながら、個別面接や個々の受刑者の課題に即した指導を行い、協働して寮を運営しています。



若年、障害等の特性を踏まえた矯正処遇

若年であること、知的障害等を有することの特性を踏まえつつ、作業・職業訓練、改善指導・教科指導などの矯正処遇を実施しています。

集団処遇に加え、個別面接、日記指導、個別課題等の個々の特性や生活状況に応じた指導などをきめ細かく実施します。

改善指導・教科指導

障害特性に応じた指導

障害特性に応じた各種の指導プログラムを実施します。特に、自己理解指導において、自己の障害を含めて理解を深め、自分の特性や困り事について周囲の人に説明し、相談する力を身に付けます。

- 自己理解指導
- 障害特性別指導
- 課題解決能力向上指導
- 認知機能・身体能力向上指導
- 対人関係円滑化指導
- ライフスキル指導
- ビジネススキル指導 等

特別改善指導等

受刑者が抱える問題性に応じて、薬物依存離脱指導、交通安全指導の特別改善指導や、詐欺、窃盗等の犯罪類型に特化したプログラムを実施します。

また、被害者の視点を取り入れた教育を始めとし、被害者の方の実情等を直視させ、反省や悔悟の情を深め、謝罪や被害弁償等の具体的な行動を促すよう指導等を行います。



教科指導

個々の受刑者の学習上の進捗やつまづきが様々であることを踏まえ、学習課題に応じた個別的学习が可能です。ICT教材を導入しています。

体育指導

若年受刑者であることから、サッカー、バレーボール、水泳等の体育指導を通じて、身体機能の向上や協調性の習得を図ります。

